

公益財団法人がん研究会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人がん研究会（英文名：Japanese Foundation for Cancer Research）（以下、本会という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、体系的がん研究と先進的がん医療の推進を通じて、革新的ながん医療やがん予防法の開発を行うとともに、人材育成、国際交流、調査研究等の事業によりその普及を図り、がんの克服をもって人類の福祉向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため研究及び医療施設等を設置・運営し、国内及び海外において次の事業を行う。

- (1) がんその他の腫瘍に関する基礎から臨床までの体系的研究
- (2) がんその他の腫瘍に関する先進的な医療の推進
- (3) がんその他の腫瘍に関する調査研究及び出版等による情報発信
- (4) がんその他の腫瘍に関する検診及びがん予防に関する普及啓発
- (5) がんその他の腫瘍に関する研究の奨励及び研究活動の支援
- (6) がんその他の腫瘍に関する研究及び医療の推進又は普及のための人材の育成
- (7) がんその他の腫瘍に関する学術集会の開催及び優秀なる業績に対する表彰
- (8) がんその他の腫瘍に関する研究・医療のための国際交流
- (9) 国内及び国際的な対がん運動への参加協力
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 本会の財産は、基本財産と運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(2) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の決議及び評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の承認を経て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(財産の管理・運用)

第8条 本会の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本会の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項事業計画書及び収支予算書等は、直近の定時又は臨時の評議員会に報告するものとする。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受け、理事会の決議を経たうえで、定時評議員会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用

する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(保有株式の議決権行使)

第11条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）にかかる議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の決議を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類にその算定額を記載するものとする。

(長期の借入れ、多額の借財又は重要な財産の処分若しくは譲受け)

第13条 本会が評議員会運営規則に定める金額以上の多額の借入れをしようとするときは、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を得なければならない。また、評議員会運営規則に規定する金額以下であっても返済期間が1年を超える長期の借入れをしようとするときは、理事会において、理事総数（現在数）の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 本会が前項前段に規定する金額以上の重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、評議員会において前項前段と同じ決議を得なければならない。

(会計原則等)

第14条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 本会に、評議員10名以上25名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする

(選任等)

- 第16条 評議員の選任は、評議員会において行う。
- 2 評議員会会長は、評議員会において選定する。
- 3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニにまで掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員
- (3) 次に掲げる団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である評議員についても前号の規定に準じる。
- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人をいう。）
- 4 評議員は、本会の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 本会の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 6 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項及び第3項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期及び退任)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は原則1回に限り可能とし、原則80歳を超えての再任または新任は行わない。

- 2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(解任)

第19条 評議員が次の各号の一に該当するときには、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上の決議によって解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(報酬等)

第20条 評議員が、評議員会に出席した場合には出席に係る報酬を支給する。その額は、毎年総額180万円を超えないものとする。

- 2 評議員が職務（前項に掲げるものを除く。）を執行した場合には、その対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額100万円を超えないものとする。
- 3 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 評議員の報酬等に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び会計監査人の選任及び解任、並びに評議員及び監事の選任
 - (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認（ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合に限る。）

- (4) 清算人の選任又は解任
- (5) 評議員会会長の選定
- (6) 評議員会運営規則の制定及び改廃
- (7) その他、評議員会で決議するものとして法令及びこの定款で定められた事項

3 次の各号の一に該当するときには、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議によって行う。

- (1) 評議員及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 理事並びに監事及び会計監査人の損害賠償責任の一部免除
- (4) 合併、事業の全部又は一部の譲渡、公益目的事業全部の廃止
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与（公益認定の取消しの処分、合併消滅）
- (6) 残余財産の処分
- (7) 重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 多額の借財
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認

（種類及び開催）

第22条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合には、臨時評議員会を開催することができる。

（招集）

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第24条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により通知をしなければならない。

- 2 前項の通知は、政令で定める方法により、評議員の承諾を得て電磁的方法で行うことができる。
- 3 前2項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第25条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

- 2 評議員会会長に事故があるとき、又は欠けたときは、当該評議員会で互選された評議員がその職務を代行する。

(定足数及び決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、第21条第3項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、出席した評議員の全員が、2候補者以上の選任案を一括して採決することに同意した場合には、この限りでない。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員会会长及び当該評議員会で指名された議事録署名人2名が記名押印する。
- 3 評議員会会长に事故があるとき、又は欠けたときは、当該評議員会で互選された評議員を議事録署名人とする。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第5章 名誉総裁及び特別顧問

(名誉総裁及び特別顧問)

第31条 本会に名誉総裁1名及び特別顧問5名以内を置くことができる。

- 2 名誉総裁は、皇族のうちから、理事会及び評議員会において推戴する。
- 3 特別顧問は、本会に対して特別な功績のあった者又は有識者のうちから、理事会において任期を定めたうえで委嘱する。

第6章 役員及び会計監査人

第1節 役員等

(役員及び会計監査人の設置)

- 第32条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上22名以内
 - (2) 監事 2名以上 5名以内
- 2 理事のうち、3名以内を代表理事とする。
- 3 本会に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事を置くことができる。
- 4 本会に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第33条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議により選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 6 本会の監事のうちには、本会の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）、評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事には、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 7 理事、監事又は会計監査人に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第34条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事會は、その決議によって、代表理事の中から理事長1名を選定する。理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表して業務を統轄する。
- 3 理事會は、その決議によって、代表理事の中から上席副理事長及び上席常務理事を選定することができる。上席副理事長又は上席常務理事をそれぞれ複数選定する場合には本条第5項に規定する理事長の職務代行順位をつけて選定するものとする。
- 4 理事會は、その決議によって、業務執行理事の中から副理事長及び常務理事を選定することができる。
- 5 理事長が欠けたとき又は、事故のあるときは、上席副理事長又は上席常務理事が、この順序に従つて、その職務を代行する。
- 6 理事長、上席副理事長、上席常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める。

7 理事長、上席副理事長、上席常務理事及び前項の業務を分担執行する業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要な場合は意見を述べること。
- (4) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、及びその他法令で定めるものを調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (5) その他、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第197条が準用する第99条から第104条に規定する監事の職務を行使すること。

2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(会計監査人の職務及び権限)

第36条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、理事又は使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第37条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任及び退任については、評議員会の議決により別に定める理事の選任及び退任に関する規程によるものとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第32条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了、又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第38条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、評議員会において議決する前に、その監事の意見を陳述する機会を与えるものとし、解任の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、会計監査人を解任する場合は、評議員会において議決する前に、その会計監査人の意見を陳述する機会を与えるものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(理事及び監事の報酬等)

第39条 常勤の理事には、職務執行の対価としての報酬を支給する。

2 非常勤の理事及び監事が理事会及び評議員会に出席した場合には、出席に係る報酬を支給する。

3 職務（前項に掲げるものを除く。）を執行した非常勤の理事及び監事には、その対価としての報酬を支給することができる。

4 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。

5 理事及び監事の報酬等に関し必要な事項は、評議員会の決議によって別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(会計監査人の報酬)

第40条 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得、かつ理事会の承認を得て、理事長が決定する。

(取引の制限)

第41条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第52条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第42条 本会は、役員の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、非業務執行理事及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第43条 本会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第44条 理事会は、この定款で別に定めるほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事（第34条2項の規定により選出された理事長及び同条3項の規定により選出された上席副理事長及び上席常務理事を含む）、及び業務執行理事（第34条4項の規定により選出された副理事長及び常務理事を含む）の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時、場所及び目的である事項の決定
- (5) 次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定
 - ① 会計監査人の報酬の承認
 - ② 委員会の設置
 - ③ 重要な使用人の選任及び解任
 - ④ 長期借入金の決定
 - ⑤ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (6) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (7) 第42条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第45条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に、2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第101条2項、3項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集並びに招集の通知)

第46条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故により招集できない場合又は欠けた場合には、他の代表理事が招集する。
- 3 理事長は、理事会の開催日の5日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により通知をしなければならない。

(議長)

第47条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が事故により出席できない場合又は欠けた場合には、他の代表理事が議長を務める。

(定足数及び決議)

第48条 理事会の決議は、この定款に別段定めのあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第49条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監事が異議を述べないときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第50条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第34条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第51条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第52条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 委員会

(委員会)

第53条 本会の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の委員会を設置することができる。

- (1) 諮問委員会
- (2) その他理事会が必要と認めた委員会

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第8章 事務局

(設置等)

第54条 本会の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を置き、経営本部がこの運営を行う。

2 経営本部には、経営本部長及び所要の職員を置く。
3 経営本部長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4 経営本部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 主たる事務所及び従たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類等を備えおき、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事、評議員及び会計監査人の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する事項
- (4) 理事会、評議員会の議事録及び決議の省略の場合は全員の同意書又は電磁的記録
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬に関する規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告、貸借対照表、及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類等の備え置き期間、及び閲覧の方法等については、法令の定めるところによるほか、理事会の決議によって別に定める。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第56条 この定款は、評議員会において、次項に定めるものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

- 2 評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の決議を経て、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業、第16条及び第19条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても変更することができるものとする。

(合併等)

第57条 本会は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により、他の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲渡、又は事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第58条 本会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第202条に規定する事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第59条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の同意を得て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第60条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国、地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第62条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第63条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(委任)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から実施する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときには、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の評議員は、第16条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

評議員

大橋 光夫

岡田 明重

小川 一誠

北川 知行

小林 秀資

崎谷 康文

杉山 清次

高田 和男

高橋 俊雄

豊島 久真男

鳥原 光憲

中村 祐輔

中村 芳夫

帆刈 祥弘

増田 幸央

松井 道夫

三木 繁光

宮園 浩平

米倉 義晴

4 本会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

秋山 裕司	上原 英治	草刈 隆郎	黒木 登志夫	小島 順彦
新木 富士雄	數土 文夫	土屋 了介	中川 健	野村 哲也
野田 哲生	南 直哉	武藤 徹一郎	吉田 光昭	

監事

野田 雅生	森 昭治	吉井 肇	和田 義博
-------	------	------	-------

5 本会の最初の代表理事及び業務執行理事は、第33条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

代表理事（理事長）	草刈 隆郎
代表理事（上席常務理事）	武藤 徹一郎
業務執行理事（常務理事）	野田 哲生
業務執行理事	秋山 裕司
業務執行理事	土屋 了介
業務執行理事	中川 健
業務執行理事	吉田 光昭

6 本会の最初の会計監査人は、第33条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

会計監査人

監査法人エムエムピー・エーマック

改正付則

この改正は平成23年12月14日から施行する。

改正付則

この改正は平成25年 6月19日から施行する。

改正付則

この改正は平成27年 6月19日から施行する。

改正付則

この改正は平成30年 6月19日から施行する。

改正付則

この改正は平成30年12月19日（臨時評議員会開催日）改正、令和元年6月20日（定期評議員会開催日）から適用する。ただし、任期の更新については、平成23年4月1日以降に評議員として選任された時から適用する。

改正付則

この改正は令和元年6月20日から施行する。